

施設基準の規定によるウェブサイト掲載事項

・後発医薬品使用体制加算 1

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には患者さんに十分に説明を行います。

・医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得する体制を整え診療を行っています。

・コンタクトレンズ検査料 1

初診料及び再診料：

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 291 点を、2 回目以降の方は再診料 76 点を算定します。（当院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します。）

コンタクトレンズ検査料の区分点数：

コンタクトレンズ検査料 1 200 点

コンタクトレンズ診療を行っている医師

末岡 健太郎（眼科診療経験：15 年）

医科点数表第 2 章第 10 部 手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術に係る掲示

「院内掲示」参照

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

- ・入院基本料に関する事項
- ・中国四国厚生局長への届出事項に関する事項
- ・明細書の発行状況に関する事項
- ・特別の療養環境の提供に係る基準および保険外負担に関する事項

※「院内掲示」参照